

彦根市「民間認定こども園」設置・運営事業者選定に係る公募型プロポーザル
に関する質問回答書

令和7年7月25日（金）に彦根市「民間認定こども園」設置・運営事業者募集要項を公表したところ、募集に関する質問がありましたので、次のとおり回答します。

NO	質問事項	質問内容	回 答
1	3 事業用地等の貸付けに関する条件について	事業用地等の貸付けに関する条件の④に「契約期間が満了した場合にあってはその満了の日に賃貸借物件を自己の負担により現状に回復し、市に返還しなければならない。」とあるが、契約満了後の施設の活用などは検討されますでしょうか。例えば、建物を市に寄贈又は譲渡することは可能でしょうか。	現在のところは契約期間満了後の施設の活用は予定していません。建物の寄贈または譲渡についてはその時点の判断になりますが、前提として受けないものとお考え下さい。
2	4 施設整備に関する条件について	施設整備に関する条件の(7)に「事業用地内に園舎、園庭のほか必要な規模の駐車場と駐輪場及びベビーカー置き場を設ける」とあるが、現在使用されている園舎前の保護者用駐車場は開設後利用できなくなるという認識で間違いないでしょうか。	現在使用されている園舎前の駐車場を保護者用の駐車場として利用していただき、その中で現状の白線を引き直し等を事業者側で行っていただくものです。
3		施設整備に関する条件の(7)に「事業用地内に園舎、園庭のほか必要な規模の駐車場と駐輪場及びベビーカー置き場を設ける」とあるが、旧園舎解体中は駐車場等の設置が困難になると予想されます。この場合の対応を市として何か検討されていますでしょうか。されていない場合は、近隣コインパーキング等を事業者側で確保し、保護者に案内が必要という認識でよろしいでしょうか。	具体的な範囲や台数は事業者決定後に調整いただくこととなりますが、隣接する城北小学校の駐車場の一部を使用していただくことは可能です。

4		施設整備に関する条件（9）に「解体工事後の外構工事については決定事業者で行うこと。」とあるが、外構工事などは基本的に施設整備補助金の一部に該当するという認識です。その場合、事業については2か年事業ではなく4か年など中長期にわたる事業計画となり、補助金申請などが複雑化すると予想されます。この場合の対応については市としてどの様な対応を検討されていますでしょうか。	旧園舎の解体工事については、開園後すぐに開始することを予定しており、解体工事完了後に外構工事を実施しても2か年の事業となることを想定しています。その場合の外構工事が補助対象となるかという点については、現在県を通じて国に確認中であり、回答があり次第改めて公表します。なお、補助対象であっても外構工事の部分について補助に必要な市の予算が確保できない場合は自己資金等をもって対応いただくこととなります。
5		再生エネルギー設備の活用について貴市の意向はございますでしょうか。（太陽光発電・生ごみ再生処理機等）	特にありません。
6		図面及び外観案の検討にあたり、彦根市立城北小学校との連携活動（空間的な連続性の要望）等ございますでしょうか。	特にありません。
7		現園庭等にある既存樹の取扱いについて、保存 又は 伐採、伐採の場合の木材の活用 等、貴市の意向はございますでしょうか。	特にありません。
8		開設後の保育園運用について、「開かれた保育」として、園庭開放や未就学児等の向けた積極的な開放運営を期待されますか？期待する場合の困障計画(セキュリティラインの計画)の参考になるような資料はございますか？	地域子育て支援の拠点である認定こども園としての役割の中で、地域に開かれた園の運営を期待するところです。困障計画については特に資料はありませんが、園児の安全・防犯・プライバシーの観点から適切な計画としてください。
9	5 運営に関する条件について	運営に関する条件の定員（予定）に※で定員については入園希望者数等を勘案し市と協議のうえ最終決定するものとあるが、どの段階で市と協議ができるのでしょうか。また、定員の増減があった場合は施設図面の変更も考えられるが、それは認められるのでしょうか。	事業者の決定後、当課と協議を行っていただき定員を決定します。その協議の結果、必要最小限の範囲での図面の変更は問題ありません。

10		<p>運営に関する条件（５）保育事業の拡充で、預かり保育、延長保育などの各種事業があげられているが、現時点での見込みなどはどの程度想定されているでしょうか？</p> <p>特に園舎の設計にあたり、一時預かり保育、特別支援保育、休日保育のニーズがどの程度見込まれるのかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>以下、公立園の実績となります。</p> <p>預かり保育：8.2人/日</p> <p>※令和6年度の公立幼稚園7園およびこども園1園の実績(延べ人数)</p> <p>延長保育：6.4人/月</p> <p>※令和6年度の公立保育園3園およびこども園1園の実績(実人数)</p> <p>一時預かり保育：18人/月</p> <p>※令和6年度の公立保育園1園およびこども園1園の実績(延べ人数)</p> <p>特別支援保育：16.8%</p> <p>※令和7年4月1日時点における公立保育園3園および公立こども園1園の利用児童における障がい児加配が必要な児童の割合</p> <p>休日保育：市内の公立園および民間園で実施している園は少なく、あまり需要は大きくないものと思われます。</p>
11		<p>同上</p> <p>現在城北地域における学童保育などの放課後デイサービスの需要はどの程度ありますでしょうか。</p>	<p>令和7年度当初において、城北小学校の放課後児童クラブの利用者は定員100名に対し92名となっています(夏季休暇のみの限定利用者を除く)。なお、放課後等デイサービスについては把握していません。</p>
12		<p>運営に関する条件（２５）イに「市内の児童の入園を優先すること。」とあるが、市外からの現時点での在園児や今後どの程度のニーズが見込まれているのかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>1号認定については、入園申込の受付および募集定員を超えた場合の審査を認定こども園において実施していただくこととなります。各年度の4月1日時点の1号認定における市外在住者の入園申込数は以下のとおりです。</p> <p>令和5年度：公立0人 私立11人</p> <p>令和6年度：公立0人 私立12人</p> <p>令和7年度：公立0人 私立8人</p>
13	6 整備費および運営費にかかる補助等について	<p>整備費および運営費にかかる補助等（１）に「公的補助の採択を得られない時は、自己資金及び借入金を持って対応すること。」とありますが、整備費の補助が受けれないと決定した場合、辞退をすることは可能でしょうか。</p>	<p>募集要項11(9)に記載するとおりです。</p>

14	別紙 1 について	事業の概要等掲載資料にあります敷地については、建築基準法上の道路に接した敷地設定でしょうか。	当該地の北東に接する道路は建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号に該当する市道です。 (参考：彦根まっぷ https://www2.wagmap.jp/hikone/Portal)
----	-----------	--	--